

サービス提供事業者の皆様との「対話」の実施について

1 はじめに

現在、デジタル庁では、引越しに伴う一連の行政手続・民間手続（電気・ガス・水道等）をオンラインで完結させる仕組みの構築が進められています。令和5年2月からは、マイナンバーカードの活用、マイナポータルとの連携によって、オンラインによる自治体への転出届や転入予約が可能となり、10月には同庁より都道府県に向けた説明会も実施されました。

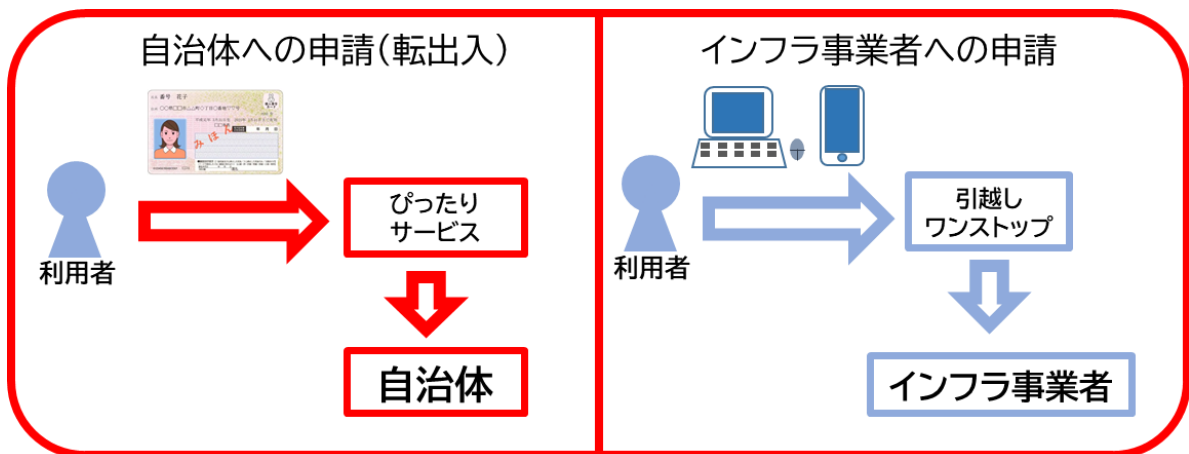
仙台市は、例年、他市町村からの転入者及び市内転居者が年間約6万人に達しています。

生活インフラ事業者等も含めた引越しワンストップサービスを有効に機能させ、転入・転出で煩雑な手続きを強いられる市民の皆様への負担軽減につなげる取り組みは、本市にとっても非常に重要であると考えております。

このことから、官民一連の引越しワンストップサービス事業の検討を進めるべく、本市との課題の共有、条件等の整理、サービス提供事業者の意向等の把握などを行うため、このたび、本事業に興味をお持ちの事業者の皆様との「対話」を実施することといたしました。

2 仙台市の引越しワンストップサービス事業に関する考え方

■ 転出入に関する官民統一的なサービス提供へ



引越しに関する住所変更等の手続きは、現在、自治体向けにマイナポータルを通じて行う仕組みと民間の各生活インフラ事業者に行う仕組みが別途のサービスとして構築・提供されています。

本市では、引越しに伴う市民の皆様への負担を軽減するため、これを統合したワンストップサービスの実現を目指します。

以下の要素を備えた事業者と連携して、同サービスの検討を進めたいと考えています。

- (1) 引越しに伴う官民一連の手続きがオンライン上でできるサービスを提供可能または今後提供できる見込みがあること
- (2) 本市が令和5年度に構築するポータルサイト／アプリと連携可能または今後連携ができる機能を有する見込みがあること

3 「対話」の実施方法

「対話」は個別に行い、各事業者の知的財産等を保護します。

(1) 日時

令和6年1月9日（火）～令和6年1月25日（木）（土日祝日を除く）で1時間程度

(2) 場所

仙台市まちづくり政策局デジタル戦略推進部内

〒980-8671 仙台市青葉区二日町 12-26 二日町第三仮庁舎（カメイ勾当台ビル）3階

(3) 対象者

引越しワンストップサービスを提供する事業の実施主体となる法人又は法人のグループ（これらに準ずる団体を含む。）

(4) 「対話」参加の申込み（事前申込制）

みやぎ電子申請システムより必要事項を記入し、期間内に申込を行ってください。

対話の日時については、ご記入いただいた申請担当者様のeメールアドレス宛にご連絡いたします。

① 申込先（みやぎ電子申請システム）

以下の二次元バーコードまたはURLリンクからアクセスし、参加申込を行ってください。



[参加申込（みやぎ電子申請システム）](#)

② 申込期間

令和5年12月25日（月）から令和6年1月19日（金）午後5時まで

4 「対話」内容（当日の対話における聴取内容）

「1 はじめに」及び「2 仙台市の引越しワンストップ事業に関する考え方」で示した内容に基づき、各事業者の皆様と以下の項目について「対話」をいたします。

(1) 事業者が想定する引越しワンストップサービスの概要について

(2) 引越しワンストップサービスに参加する生活インフラ事業者への影響

- ・生活インフラ事業者側で必要なシステム対応
- ・生活インフラ事業者が引越しワンストップサービスに参加する場合の費用負担

(3) 引越しワンストップサービスの構築の進め方・スケジュールについて

(4) 本市との連携の考え方について

- ・本市ポータルサイト／アプリとの連携
- ・生活インフラ事業者向け合同説明会やシステム構築の際の実施体制

(5) 「2 仙台市の引越しワンストップ事業に関する考え方」で示した要素以外の提案について

5 留意事項

(1) 「対話」に関する費用及び説明資料の提出

「対話」への参加に要する費用は、参加された事業者の負担とします。

なお、説明資料の提出は求めませんが、必要だと判断される場合には、持参してご説明いた
いて差し支えありません。

※説明資料をご用意頂く場合は、貴社様式で作成頂いて構いません。

※本対話に係る一連の資料は、公文書開示請求の対象となる場合があります。

(2) 実施結果の公表

「対話」実施とその後の協議・検討の結果、本市と連携して引越しワンストップサービスの実装を進めることとなった事業者については、事業者名をホームページで公表します。

(3) 参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人または法人のグループとします。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。
- ② 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成 20 年 10 月 31 日市長決裁)別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中、若しくは民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- ④ 仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱(昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁)により指名の停止を受けていないこと。
- ⑤ 仙台市税又は現在の主たる事業所所在地の市町村税(特別区にあっては都税)の滞納がないこと。

6 対話後の本市との連携について

提供サービスの内容等が具体的で本市の考え方に沿ったものであると認められる事業者は、本市で実施を検討している生活インフラ事業者等に向けた説明会を共催したり、現在構築を進めている本市ホームページやポータルサイト/アプリに同サービスを連携させたりするなど、本市・事業者一体となった引越しワンストップサービスの実現に向けて協議を行い、本市と協定等を締結した上で実装を進めることを想定しています。

7 「対話」の実施担当者

仙台市まちづくり政策局デジタル戦略推進部行政デジタル課企画推進係
引越しワンストップサービス担当

8 本件に係る連絡先

仙台市まちづくり政策局デジタル戦略推進部行政デジタル推進課

〒980-0802 仙台市青葉区二日町 12-26 二日町第三仮庁舎 3 階

電話番号：022-214-1264

メールアドレス：kik002070@city.sendai.jp

※原則 e メールでの対応をお願い致します。